

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

伊根町筒川地域活性化拠点施設（仮称）整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府伊根町

3 地域再生計画の区域

京都府伊根町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【構造的な課題①：拠点施設の欠如】

対象地域の拠点として活用していた筒川文化センターは、来訪者が滞在できる部屋が区切られているため、収穫祭など集客効果の高いイベント開催時は主会場と来訪者の位置が遠くなり、イベント会場に訪れた来訪者が出品物を購入することなく帰宅することが多くあるため、イベントの主会場と来訪者が近く、会場全体が一体的に運営できる集客施設の整備やバリアフリー化されていないため乳幼児のいる子育て世代や高齢者が利用しにくいのが課題となっている。また、農山村地域特有の電波障害が発生しやすいが、Wi-Fi環境などの設備がないことで、来訪者がリアルタイムでソーシャルネットワーキングサービスを通じた情報発信をすることができず、安定した通信環境の整備が課題となっている。さらに、農業法人や地域コミュニティ組織の活動拠点であった筒川文化センターが2022年4月から使用できなくなり、まちづくり活動に必要な活動拠点、地場産品や特選米など付加価値の高い商品が販売できる集客施設の整備が課題となっている。

【構造的な課題②：移住者の受入体制不足】

地域の衰退に対して長期的な関りが期待できる若年層（20代から40代）の移住者を確保したいが、対象地域にある移住者の就労先となりうる5法人がいずれも小規模企業のため、新たに雇用する余力がなく移住者の就労先の確保が課題となっている。そのため、移住者がリモートワークなど副業しやすい環境整備や農業法人が移住者・新規就農者の受け皿となり安定した給与を得ることができる法人に発展することが求められている。

対象地域に属する保育所の受入が2歳児以上のため、地域で子育て支援できる全天候型の拠点施設やテレワーク環境の整備など子育て世代の移住者の難易度を下げることが課題となっている。さらに、買い物など日常生活の不安があることから移住の難易度がさらに高くなっている。（移住者2008年2名（60代）、以降0名）

【構造的な課題③：農業振興と担い手の不足】

日本穀物検定協会による米の食味ランキングで最高ランクの「特A」を、西日本最多の通算12回獲得した京都丹後産コシヒカリの産地だが、農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増え、優良農地の保全や京都丹後産コシヒカリのブランド価値の維持が課題となっている。

地域課題解決のために農事組合を農業法人化したのが、法人職員は他の職務と兼業しながら事務や農作業を行っており、法人としての効率的なマネジメントが弱く農業の担い手を確保するための受け皿となる農業法人に成長しておらず、雇用就農が実現できていない。そのため、新規就農は難易度が高い独立自営の就農となり担い手の確保が課題となっている。また、農業者懇談会などで当町が付加価値の高い商品開発の支援事業について議題提起しているが、担い手がおらず商品の継続性が保てないことから開発に対する意欲が低下している状況が続いている。さらに、特選米など付加価値の高い商品を販売できる集客施設や農業法人の拠点となる施設がないため農業法人が成長できる環境整備が必要とされている。（耕作放棄地 2010年：4ha、2015年：8ha、2021年：10ha。新規就農者数 2015年：1名、以降0名。商品開発支援2018年：0品、以降0品）

【構造的な課題④：地域コミュニティの希薄化】

対象地域の2020年国勢調査人口は179名、内65歳以上が95名、高齢化率53.1%となっており、特に進学や就職、結婚を機に当町を離れる社会減が進んでいる。（年平均14人減）2020年の転入転出状況を見ると、15歳～49歳は15人、特に高等教育機関等を卒業する20代を見ると13人の転出超過の状況であり、今後も転出超過は進む見込みのため、農山漁村景観や文化・伝統の継承、地域コミュニティや地域産業の担い手不足、地域経済の縮小等が課題となっている。また、地域を支える力として都市農村交流などで不足する人材を確保したいが実施できる施設が不足していることから幅広い年齢層が利用できる拠点施設の確保が課題となっている。

また、人口減少や集落が点在していることから集客効果が低く、売上見込額が期待できないため移動販売車などの参入がなく、買い物支援など日常的な活動拠点が課題となっている。（販売車活動実績：町内他地域 2015年から週2回、対象地域 0回）

【構造的な課題⑤：交流人口と関係人口の拡大】

当町は全国的に「舟屋のまち」として認知されており、その舟屋群の景観、海産物等が地元特産品として取扱われている。一方で対象地域は、山間部に位置し、京都丹後産コシヒカリを始め、当町の一部の地域でしか生産できない通常より粒の大きい小豆「薦池大納言」や糖度の高いサツマイモ「寺領金時」など優れた特産品があるが、主に青空市などの単発のイベントでの販売のため、それを知るきっかけや購入できる場所が極めて限定的となっている。また、伝建地区の予約不要の昼食施設が不足していることから、対象地域の魅力を発信し伝建地区を訪れる観光客を対象地域に呼び込む活動や拠点施設が不足しており、地域住民と来訪者の交流や交流者を関係人口につなげる仕組みづくりが課題となっている。（昼食施設 2023年：11施設）

【利活用方策⑥：持続可能な施設運営】

脱炭素社会に向けて、公共施設においても2050年二酸化炭素実質排出量ゼロが求められているなか、人口減少による税収の減少、高齢化社会の進行による扶助費等の増大が見込まれ、当町においてもより厳しい財政状況が続く見込みであるため、公共施設の維持費の縮減と合わせての実現が求められている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【交付対象事業の背景】

対象地域は、当町のなかでも人口減少、高齢化、若い世代の転出傾向が強く（2020年国勢調査：人口は179名、内65歳以上が95名、高齢化率53.1%。2020年人口動態：15歳～49歳で15名の転出超過）、特に農業分野を中心に担い手の高齢化や後継者不足が喫緊の課題となっており、若い世代の活躍を促す観点から、付加価値の高い農産品物の販売などにより農業所得を向上させて農業経営の安定化につなげ、若い世代が魅力を感じる雇用を創出することが必要となっている。

これまで対象地域では、2006年に地域の魅力発信、地域資源の発掘、移住者の受け入れ活動などを行うため筒川村づくり委員会を立ち上げ、地域の中心部にある筒川文化センターを拠点に、農業を主体とした地域活性化、農家の暮らしの紹介、都市住民との農村交流を行いI・Jターンの受け入れとその後の定住を支援するために相談役となる田舎暮らしナビゲーターを設置するなど積極的に移住・定住活動を行い、2008年に1世帯2名の移住者を迎えることができたが、2009年以降は移住者を迎えることができていない。また、町内唯一の個人経営でない食料品店が2021年4月に閉店したことにより、買い物など日常生活面に不安があることや就農は難易度の高い独立自営のみであることから、特に子育て世代にとって移住の難易度が非常に高くなっている。

そのため対象地域では、地域課題を解決するために任意団体から2014年に農業法人を立ち上げ、引き続き筒川文化センターを拠点に農業を主体とした地域発展、京都丹後産コシヒカリの供試料の生産地である対象地域の農地（以下、「優良農地」）の保全・活用や地場産品の販売など、地域の魅力の更なる磨き上げと他地域への効果的な情報発信により、訪れる人や多様な形でつながる人の増加を促して、「ヒット」や「カネ」などの観光による経済効果の獲得を目指しているが、法人職員は他の職務と兼業しながら事務や農作業を行っており法人としてのマネジメント力が弱く持続可能な法人としての成長が求められている。

拠点施設であった筒川文化センターは、大部屋がなく各小部屋を区切った利用しかできず、集客効果の高い収穫祭などのイベント開催時に、イベントの主会場と来訪者の位置が遠くなるため会場に訪れた来訪者を逃がしており、全ての来訪者が消費者になる施設が必要となっている。また筒川文化センターは農山村地域特有の電波障害が発生しやすいがWi-Fi環境などの設備がなく来訪者の情報発信が遅延することやバリアフリー化されていないため、利便性や集客効果の高い施設が求められている。また、2019年度の建築基準法第12条に基づく特定建築物定期調査の結果、安全に使用できない状況であると報告を受け、修繕方法を検証したが建築から49年が経過しており抜本的な修繕方法がないため、2022年度から使用できなくなり、拠点施設としての役割をはたしていない状況が続いている。

今後も、対象地域では農業が主体となった地域活性化やまちづくりをすすめることから、農業法人の経営力の強化、人材確保及び地域コミュニティや農山漁村景観や文化・伝統の継承を維持するため、I・J・Uターンなどの移住者・新規就農者を迎えることや都市農村交流などによる町外から地域を支える力の確保が必要不可欠な状況となっており、地域活性化のために農業法人の活動拠点となる施設や地場産品や特選米など付加価値の高い商品が販売できる集客施設の確保、公共施設としての脱炭素社会への貢献やICTを活用したイベント情報や地域の魅力発信、観光客が訪れて地域にお金を落とす仕組みの構築が求められている。

【地方創生として目指す将来像】

2005年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」（以下、「伝建地区」）に選定された伊根町伊根浦においては、歴史ある主屋、土蔵等の建造物に加え、ひととき特徴的な約230軒あまりの舟屋が、湾沿いに軒を連ねる舟屋群が見られる。当町では、それら舟屋等の景観を軸とした農林水産業と観光関連産業の連携による持続可能なまちづくりを推進している。

当町は、通過型観光から滞在型観光への移行を図るため、他地域に例のない個性である「舟屋」や農山漁村の日常などの田舎の価値を磨き上げ、地域の歴史や文化、生活を体感してもらいながら「暮らすように旅する」をコンセプトに、点在している様々な運営主体による「宿泊」・「食事」・「体験」を観光地域内で一体的に提供し、まち全体を一つの宿泊施設として考える「オスビタリタ・ディフーザ（まちごと宿泊施設構想）」を取り込み、泊食分離の形態を推進し、開業支援金制度の創設によって、住民が自己所有の伝建地区内の伝統的建造物を活用して宿泊施設を整備することを促した。また新型コロナ収束後の地域経済の回復や地域活性化の起爆剤として伝建地区内に公設民営の飲食施設を整備し、運営を町内で大型定置網漁を営む水産会社が担うことで、生産者が観光による高い経済効果を得るとともに、地元産品の消費拡大、農林水産業従事者の所得向上、農林水産業の振興に取り組んでいる。

コロナ禍前の2019年までは伝建地区を中心に町全体で年間35万5千人の観光客が訪れており、2021年は14万8千人まで減少しているが、アフターコロナにおいては再び増加に転じると予想しており、伝建地区に隣接している対象地域は他の地域と比較して、多くの観光客の来訪を見込むことができる。拠点施設を整備することで、「食事」や「体験」を提供して観光の経済効果の獲得や地場産品の販売等による農業所得の向上などの農業振興や日常生活の活動拠点を確保するとともに、昨今のコロナ禍における地方移住等のニーズをふまえての対象地域への来訪を促して、交流人口の獲得と関係人口化を図り、更に関係性を強化して移住者・新規就農者を確保し、「舟屋のまち」で農業を核とした地域の活性化と持続できる地方創生の実現を目指す。

【数値目標】

K P I ①	新規就農者及び移住者数（人）						単位	人
K P I ②	新規就農及び移住に関する相談件数（世帯）						単位	世帯
K P I ③	拠点施設における農業法人等の売上額（千円）						単位	千円
K P I ④	町内の施設利用者数（人）						単位	人
	事業開始前 （現時点）	2023年度 増加分 （1年目）	2024年度 増加分 （2年目）	2025年度 増加分 （3年目）	2026年度 増加分 （4年目）	2027年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	0.00	0.00	2.00	3.00	5.00	10.00	
K P I ②	0.00	0.00	10.00	20.00	30.00	40.00	100.00	
K P I ③	0.00	0.00	250.00	150.00	250.00	350.00	1,000.00	
K P I ④	0.00	0.00	200.00	200.00	300.00	300.00	1,000.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備タイプ（内閣府）：【A3016】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

小さな拠点～農村コミュニティづくり事業～

③ 事業の内容

【利活用方策①：拠点施設、集客施設の確保】

当町が拠点施設の整備を行い、施設管理は農業法人が主体となって行う。管理する農業法人は、事務室を活動拠点とし、インターネットを利用した産直通販サイトへの出品、地場産品の定期便の販売、ふるさと納税返礼品の出品、ソーシャルネットワークサービスを利用した企業広報や商品広報を行うなどICTを活用した仕組みを構築し、地場産品の直売や特選米など付加価値の高い商品を販売することで農業法人の売上が増加し、農業法人の経営の安定化を図ることができる。さらに、拠点施設のデジタル環境を整えることで事務室と拠点施設内の地場産品直売所をオンラインでつなげ、事務室に滞在しながらも販売に携わることができ、従業員が少ない農業法人でも少人数で管理を行うことができる。

施設のバリアフリー化がされていることで、収穫祭やそば祭りなど集客効果が高いイベントでは、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の来訪者に対応することができる。また、多目的ホール、談話室、和室を三間続きとして利用し、同時に下屋、グランドと一体となって来訪者の利用エリアとすることで、主会場と来訪者が近くなり会場全体を一体的に運営することができ、より集客効果の高い拠点施設として活用することができる。

【利活用方策②：移住者の受入体制の整備】

収穫祭やそば祭りなど集客効果の高いイベントやインターネットを利用した産直通販サイトへの出品、地場産品の定期便の販売、ふるさと納税返礼品の出品、ソーシャルネットワークサービスを利用した直売などICTを活用し地場産品や特選米など付加価値の高い商品を販売することで農業法人の売上が増加し、経営力が強化されることで、新たな雇用を生み出し移住者の雇用の受け皿となる法人に育成し、デジタル環境を整えリモートワークなど副業しやすい環境を整備することで移住難易度を低くすることができる。

また、拠点施設を全天候型の子育て支援施設として、子育て世代の移住者の多様な働き方（テレワーク等）を支援するために、デジタル環境を整えるとともに、和室を子育て支援の拠点、談話室を移住者のテレワーク等の活動拠点として活用することや地域コミュニティ組織などが、多目的ホールを未就学児の活動エリアとして常時解放することで、移住者、地域住民の子育て環境を整えることができ、新たなコミュニティの形成のきっかけや農業法人が販売する地場産品の販売促進につなげることができる。

【利活用方策③：農業振興と担い手の不足】

地域課題を認識した農事組が農業法人化となり、農業を主体とした活動により地域振興を図るために、2023年5月から他の職務と兼業していたコンサルタント経験者の60代職員を専業化し、担い手の確保、新規商品の開発検討、農地の集積活動、農業用施設の長寿命化計画の策定・実施など、地域課題に対して積極的に活動するなど、農業法人のマネジメント力や活動意欲が高まっており、当町が拠点施設や集客施設を整備することで、農業法人が主体となって収穫祭やそば祭りなど集客効果の高いイベントの開催や地場産品の直売、地域コミュニティと連携したコミュニティ活動を実施するができ、農村のさらなる自立を促すことができる。

収穫祭やそば祭りなど集客効果の高いイベント会場では、農業法人と当町が連携し、来訪者に対して対象地域の魅力発信、当町の移住・新規就農などに対する支援施策・相談会の開催、農業法人への橋渡しなどをワンストップサービスで提供することで、来訪者を交流人口から関係人口、さらに移住・新規就農へとつなげる。

また、農業法人が進めるドローンやスマート農業などICTを活用した農業を紹介することで就農に対する身体的・経営的な負担が大きいというイメージを改善するとともに、都市農村交流などによる臨時雇用労働力（アルバイト・パート）を確保するなど農業法人が新規就農の難易度が低い雇用就農の受け皿となることで、担い手が確保され農業法人が安定して事業継続できる人的環境が整い、さらなる農業所得の向上のために商品開発が進むことで、地場産品の販売と農業者の耕作意欲を促し、優良農地が保全され京都丹後産コシヒカリのブランド価値を維持・向上することで自律的好循環を生み出すことができる。

【利活用方策④：地域コミュニティの活性化】

地域コミュニティ組織などが、調理室、多目的ホール、下屋を一体的に活用したコミュニティカフェとして活用することで、地域コミュニティ組織と地域住民との交流が生まれ地域活性化につなげることができる。さらに人が拠点施設に集まり集客効果が高くなることで、地場産品の直売や移動販売車による食料品の販売誘致などの日常的な活動拠点として拠点施設を活用し、地域住民の転出を防ぎ、移住者・新規就農者の受入体制を整備することで地域コミュニティ活動の低下を防ぐことができる。

また、拠点施設を活用して地域住民と都市農村交流を行うなど町外から地域を支える力を確保する取組を行い、農作業や文化・伝統行事、地域コミュニティ活動への参加を促し、地域コミュニティ活性化につなげることができる。

【利活用方策⑤：交流人口と関係人口の拡大】

コロナ禍前の2019年までは伝建地区を中心に町全体で年間35万5千人の観光客が訪れており、2021年は14万8千人まで減少しているが、アフターコロナにおいては再び増加に転じると予想しており、伝建地区に隣接している対象地域は他の地域と比較して、多くの観光客の来訪を見込むことができる。農業法人が主体となって拠点施設で収穫祭やそば祭りなど集客効果の高いイベントの開催や、ここでしか食すことができない「薦池大納言」「寺領金時」「京都丹後産コシヒカリ」などの地場産品を販売し、商品を知るきっかけを生み出すとともにインターネットを利用した産直通販サイトへの出品、地場産品の定期便の販売、ふるさと納税返礼品の出品、ソーシャルネットワークサービスを利用した商品広報などを行うことで、交流人口から関係人口へとつなげ観光消費の拡大を図る。

調理室では、農業法人などがそば打ち体験などの体験型観光と地場産品である「薦池大納言」「寺領金時」「丹後産コシヒカリ」など対象地域ならではの食文化を合わせてフードツーリズムを作り上げ、伝建地区に訪れる来訪者を呼び込み、交流人口の拡大につなげる。

各イベント情報は、地域が行政情報配信システム（伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」）、当町が伊根町公式HPへの掲載や記者クラブを通じた情報発信、農業法人によるソーシャルネットワークワーキングサービスを通じた情報発信など、地域、農業法人、当町が連携することで集客効果を高め交流人口を増やし、イベントによる観光消費の拡大につなげる。

【利活用方策⑥：持続可能な施設運営】

新たに整備する拠点施設で、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用した太陽光・蓄電池の整備を計画しており、脱炭素化の取組み推進と持続可能な施設運営を目指し、再エネ電源化にすることでエネルギーコストをゼロにすることを目指した拠点施設の実現を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本拠点施設は、指定管理者制度を活用して指定管理者が運営し、農業法人の活動拠点とすることや施設利用の柔軟性を高めることで利用を促進し、施設の自立性を高めることでイベント開催や直売品の販売などを通じた事業収入が見込め、これまで個々に販売していた農産特産品を拠点施設で販売することにより、地元消費の拡大や特産品販売の利益拡大が見込める。

また地域コミュニティ組織の日常的な活動拠点として活用するコミュニティカフェの活用や地場産品の直売を行う。

収入は支出（ランニングコスト）に充当し、一般財源の抑制を図る。

【官民協働】

【行政の役割】

地域住民では確保できない専門性の高い経験や都市住民目線で活動ができる地域おこし協力隊員や地域の人脈が多く実情を把握している集落支援員など、地域や農業法人が求める人材の確保や派遣に協力する。

【農業法人の役割】

新たに整備する拠点施設を利用し、付加価値の高い商品の販売やイベントの開催を行うとともに施設の管理も担うことで、地域の理解や住民との共存共栄を目指すとともに住民の憩いの場として提供し、施設の維持管理費の低減に努める。また、集客効果の高いイベントの開催、地場産品の直売、付加価値の高い商品の販売など、地域住民や来訪者に対して行うとともに、インターネットを利用した産直通販サイトへの出品、地場産品の定期便の販売、ふるさと納税返礼品の出品することで、地域外からのヒト・カネの流入を促して、町内の農産物の観光消費を高め地域経済の活性化を図る。

【伊根町観光協会（海の京都DMO伊根地域本部）の役割】

体験型観光プラン、フードツーリズムのPRや観光客との中継を担い観光消費を高める。

【地域間連携】

ブランド産米である京都丹後産コシヒカリの主要産地である宮津市、京丹後市、与謝野町及び当町は、コシヒカリの生産・流通改善に対する活動組織として昭和47年に丹後米改良協会を発足させ、コシヒカリの安定栽培技術や良質米生産技術の普及推進に取り組んでいる。同協会では、京都丹後産コシヒカリの品質向上、ブランド価値の維持・向上のために、毎年良食味米共励会を開催するとともに、京都府丹後農業改良普及センターと連携した生産指導や良食味米共励会への出品者数の増加に取り組み、良米の生産向上を図るなど、2市2町が共同して農業振興を行っている。

京都丹後地域のなかで家計消費額が多い、宮津市、京丹後市においては、当町を含めた2市2町から生産された京都丹後産コシヒカリの販売を担い、付加価値の高い特選米の販売は、観光消費額が多い宮津市、京丹後市、当町がその販売地の役割を担っている。また、丹後ちりめんの産地である与謝野町は、丹後ちりめんの広告効果と併せて大都市での販売を行うなど、都市部における京都丹後産コシヒカリの情報発信の役割を担っている。

2市2町とも農業者の高齢化や後継者不足による優良農地が荒廃し良質米の生産が危ぶまれており、新規就農者を確保するために、農地の集積や集落営農組織の法人化等による経営力の強化を進め、都市部で開催される新規就農者説明会に共同参加するなど一体となって取組を行い、2020年以降の市町村別新規就農者は、宮津市4名（2020年1名、2022年3名）、京丹後市20名（2020年7名、2021年10名、2022年3名）、与謝野町2名（2020年1名、2021年1名）であるが、当町は、2市1町と比較して就労先の不足、日常生活の不便さから新規就農の難易度が高く担い手が確保できない状況が続いている。（2015年1名以降0名）

農業所得向上のため、宮津市は「つやっ娘」、京丹後市は「特別栽培米」、与謝野町は「京の豆っこ米」など、付加価値の高い商品開発を行っているが、伊根町は、担い手不足から商品開発ができていない状況となっており、古くから京都丹後産コシヒカリの供試試料の生産地として築いてきた当町の役割が低下している。

そのため、拠点施設を整備し農業法人の経営を強化することにより、新規就農の難易度が低い雇用就農を進めることで、担い手を確保することができ優良農地を引き続き保全し、良質米を生産することで、付加価値の高い商品開発に取り組むことができる。また、他地域に例のない個性である「舟屋」の広告効果が利用できる当町が新たに特選米の販売を行うことで、宮津市、京丹後市、与謝野町が一体となって観光地や都市部で販売することが可能となり、京都丹後産コシヒカリのさらなる販売促進につなげ、2市2町全体の農業所得向上につなげることができる。

【政策間連携】

【地域コミュニティ】

拠点施設を活用して地場産品直売所や地域コミュニティ組織によるコミュニティカフェの開催などを行うことで、地域間交流が生まれ地域コミュニティの活性化に寄与することができる。また、拠点施設に人が集まることで、移動販売車の参入を促し、日常生活の活動拠点としての役割をはたすことができる。

【観光振興】

伊根町観光協会（海の京都DMO伊根地域本部）による体験型観光の推進や昼食施設が不足しているなかで、拠点施設を活用して体験型観光メニュー（そば打ち体験、農業体験）の創出や地場産品の直売を行うなど、ここでしか得ることができないものを提供することで、観光入込者数と観光消費額の向上を図る。また、来訪した観光客に対してICTを活用して付加価値の高い農作物を販売することで、交流人口から関係人口へつなげ、高い経済効果の獲得を図る。

【農業振興】

集客効果の高い拠点施設を地場産品の直売所として活用することで、良質米を厳選した特選米や地場産品の販売促進につながり、農業所得の向上に寄与することができる。また、良質米の生産意識を高めることで京都丹後産コシヒカリのブランド価値の向上・維持に貢献し、農業者の精神的支柱を守ることにつなげる。

【教育】

拠点施設周辺には、寺領観音堂、大正時代に建立された丹後大仏や町の特産品である筒川そばの産地となっている。社会科見学を通じて地域の魅力を再発見するとともに、同時に農業法人が拠点施設で地域の主要産業である農業について説明し、ICTを活用したスマート農業などを紹介することで農業のイメージを改善し、将来の担い手の確保につなげることができる。

【子育て支援】

降水日数が多い日本海側気候である当町で、全天候型の子育て支援拠点として地域コミュニティ組織が拠点施設を活用することで、地域の子育て世代間の交流、地域住民との交流などで、両親の心身向上、子育ての情報交換をすることができ、子供が健やかに成長することができるまちなの実現に寄与することができる。

【福祉】

地域コミュニティ組織が、高齢者が住み慣れた場所にある拠点施設を活用してふれあいサロン、コミュニティカフェなどを開催することで、高齢者がコロナ禍の家ごもり生活から社会活動への進出を促し、地域での孤立・閉じこもりを防止し高齢者の健康・生きがいをづくりにつなげることができる。

【デジタル社会の形成への寄与】

内容①

伊根町筒川地域活性化拠点施設（仮称）において情報発信のためのWi-Fi環境整備

理由①

伊根町筒川地域活性化拠点施設（仮称）においてWi-Fi環境を整備することにより、地域の魅力を情報発信し、イベント等の開催や集客効果の拡大を図ることができる。来場者によるコミュニケーション環境の向上や情報発信を行うことで、さらなる来場者の増加が見込まれる。

内容②

該当なし。

理由②

内容③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

毎年度、3月末時点の各指標の集計を総務課が行い、伊根町地域創生有識者会議において事業結果の検証を行い、検証結果を町ホームページに掲載し公表する。

【外部組織の参画者】

伊根町地域創生有識者会議

【住民】各地区区長協議会（旧村4地区）、伊根町民生児童委員協議会、伊根町PTA連絡協議会、伊根保育園あけぼの会、本庄保育所みずのえ会、【産】伊根町商工会、伊根町観光協会、伊根浦漁業株式会社、伊根町農業委員会、【官】京都府丹後広域振興局地域連携・振興部、【学】福知山公立大学、【金】京都銀行宮津支店、京都北都信用金庫伊根支店、【労】伊根町社会福祉協議会、【言】京都新聞宮津支局、【士】行政書士

【検証結果の公表の方法】

伊根町公式ホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3016】

総事業費 286,200 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 新規就農総合支援事業

ア 事業概要

2年間の研修期間中にハウス2棟と農地の貸し出しを行うとともに、農業準備・経営開始時(夫婦225万円、単身150万円)における資金の給付を行う

イ 事業実施主体

伊根町

ウ 事業実施期間

2020年10月20日から2028年3月31日まで

(2) 伊根町開業支援金及び伊根町商工観光業振興対策事業補助金

ア 事業概要

新たに商工観光業を営む者を支援し、起業化及び雇用の促進を行う。

開業支援金：月10万円/月（2年間240万円）

商工観光振興対策補助金：設備投資 上限300万円（補助率30%）、事業創成 上限 75万円（補助率50%）

イ 事業実施主体

伊根町

ウ 事業実施期間

2010年4月1日から2028年3月31日まで

(3) お試し就業（ふるさとワーキングホリデー等）の実施

ア 事業概要

府外在住の大学生等を対象に日中は人手不足で困る町内事業所において職場体験を行い、公休日や仕事終わりには地元を散策したり、観光地に出かけることで、伊根町の良さを体験していただき、将来の交流人口増加を目指す。

イ 事業実施主体

町内事業所

ウ 事業実施期間

2019年11月1日から2028年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。